

令和2年4月20日

保護者のみなさまへ

香美市教育長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う「緊急事態宣言」を受けての
臨時休業の延長(令和2年4月25日(土)～5月6日(水))について

日ごろは、学校における感染症対策に引き続きご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

現在、香美市内全小中学校は、令和2年4月8日付け「新型コロナウイルス感染症対策のための再度の臨時休業について」でお知らせしましたとおり、児童生徒の安全確保や感染症防止のため再度4月13日(月)から24日(金)の期間中臨時休校を行っているところです。

しかしご承知のとおり、政府からの「緊急事態宣言」の対象地域を全都道府県に広げる宣言を受け、高知県知事から新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第7項の規定に基づき、学校の全面休校の要請があり、臨時休業期間を再度延長することといたします。

なお、今後の状況によっては、臨時休業の期間を変更することがあります。

記

1 臨時休業期間 令和2年4月25日(土)から5月6日(水)

2 臨時休業期間中の登校日の設定等

臨時休業期間中の児童生徒の学習状況の確認や今後の学習の指示及び健康指導等を適切に行う観点から27日(月)を登校日とします。

詳細につきましては、各校からのEメッセージ等でご確認ください。

3 生徒の部活動等について

生徒の部活動は、引き続き5月6日(水)まで禁止とします。

引き続き、新型コロナウイルス感染症予防のため、不要不急の外出を避け、手洗いの徹底・外出時のマスクの着用をよろしくお願いします。